

○認可保育所、認可外保育施設の比較

事業名	認可保育所	認可外保育施設
目的	日々、保育を必要とする児童を保育	日々、保護者の委託を受けて児童を保育
根拠法令	児童福祉法	児童福祉法
関係法令等	児童福祉法 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	児童福祉法 認可外保育施設指導監督の指針（厚生労働省通知）
設置主体	社会福祉法人等法人	制限なし
設置手続	保育所設置認可申請書提出、児童福祉審議会意見聴取後、認可	届出（設置後1月以内）
入所	区役所に申込、区役所が入所決定	保護者と設置者との直接契約
対象児童	保育を必要とする乳児（0歳）及び幼児（1歳～就学前児童）	乳児（0歳）及び幼児（1歳～就学前児童）、その他児童
保育の必要性の認定	認定必要	認定不要
定員	20人以上、上限なし	制限なし
施設基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令） 大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	認可外保育施設指導監督基準（厚生労働省通知）
職員配置基準	児童 保育従事者 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1	児童 保育従事者 0歳児 3 : 1 1・2歳児 6 : 1 3歳児 20 : 1 4歳以上児 30 : 1
保育従事者	保育士並びに看護師及び保健師（1人に限る。）の資格を有する者	資格要件なし（ただし、保育従事者の概ね3分の1（保育従事者が2人の施設あつては1人）以上が保育士又は看護師（准看護師含む）の資格を有すること）
保育室等面積基準	0歳児 5㎡ 1歳児 3.3㎡ 2～5歳児 1.98㎡ 保育所の居室の床面積基準にかかる特例 0～5歳児 1.65㎡（H32.3.31まで）	保育室 1.65㎡／人
屋外遊戯場	必要（代わるべき公園を含む。）	基準なし
開所時間	原則11時間以上	制限なし
保育内容	保育所保育指針に基づく	保育所保育指針に準じる
保育料	保護者の市民税課税額及び児童の年齢に基づき大阪市が設定し徴収	設置者が設定し徴収
給付費・補助金	施設型給付、障がい児保育事業補助等	なし
施設数	市内 419 箇所（平成28年4月1日）	市内 220 箇所（平成28年4月1日）
入所児童数	市内 44,042 人（平成28年4月1日）	市内 3,914 人（平成27年4月1日）（28年は調査中）
検査・立入調査	年に1回以上	年に1回以上